

令和3年度 農政部における総合評価落札方式のガイドラインの運用 変更概要 (1/4)

1 評価基準の変更

① 工事施行成績

○ランクの区切りを変更

・平均点が境界値(例：91.02点→切り捨て→91点)である場合に、従前だと、89点<平均点≤91点で評価となるが、91点であるのに91～93点の区分とならないなど不明瞭。

工事施行成績の平均点		工事施行成績の平均点	
93点<	平均点	93点≤	平均点
91点<	平均点 ≤93点	91点≤	平均点 <93点
89点<	平均点 ≤91点	89点≤	平均点 <91点
}		}	

② 技術職員の育成・確保

○評価基準の評価項目を変更

・技術職員の確保は重要であるが、一方、社会全体の高齢化に伴う技術職員総数の減少や、少子化のため若年技術者の総数についても減少となっている。

これらの情勢に対して、建設業界の対応としては省力化やICT等が重視されてきている。

このことから、現行評価の若手技術職員の増加及び職員数の維持に重点を置いている評価方法がなじまない状況となっているため、評価基準を変更。

評価基準			評価点	評価基準			評価点
①又は②の大きい方	①若手技術職員の育成・確保	技術職員の35歳未満の割合が15%以上、かつ新規技術者(35歳未満)が1%以上	0.50	①又は②の大きい方	①若手技術職員の育成・確保	技術職員の35歳未満の割合が15%以上、かつ新規技術者(35歳未満)が1%以上	0.50
		技術職員の35歳未満の割合が15%以上、又は新規技術者(35歳未満)が1%以上	0.25	技術職員の35歳未満の割合が15%以上、又は新規技術者(35歳未満)が1%以上		0.50	
	上記該当なし		0.00	上記該当なし		0.00	
	②技術職員総数の確保	技術職員の総数が、同数以上 (直近と直近の前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較)	0.50	②技術職員総数の確保	技術職員の総数が、同数以上 (直近と直近の前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較)	0.50	
技術職員の総数が、 2 減少 (直近と直近の前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較)		0.00	技術職員の総数の減少が2人以下 (直近と直近の前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較)	0.25			
		技術職員の総数が、 3 人以上減少 (直近と直近の前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較)	0.00			技術職員の総数が、3人以上減少 (直近と直近の前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較)	0.00

③ 地域での選択項目

○高齢者継続雇用項目の変更

・入札参加資格審査時の結果でも評価を可能とした。

高齢者継続雇用	実績有り(1年間の継続雇用を評価)
	or 入札参加資格の「高齢者継続雇用対策」
	なし

令和3年度 農政部における総合評価落札方式のガイドラインの運用 変更概要 (2/4)

1 評価基準の変更

④ あったかファミリー応援企業制度及びなでしこ応援企業

○評価基準の区分を見直し

・両立支援や女性活躍支援以外の項目も含めて「北海道働き方改革推進企業認定制度」として1本化され、個々による評価が難しくなったことから変更。

	現行	変更後
仕事と家庭の両立支援の取組	あったかファミリー応援企業制度の登録 (確認方法) H31入札参加資格 (例) 0.50	次世代育成支援推進法の一般事業主行動計画策定届あり (確認方法) 「一般事業主行動計画」写し or 「あったかファミリー応援企業」登録証写し or 北海道働き方改革推進企業認定の「仕事と子育て・介護等の両立」がわかる認定証写し (例) 0.50
	次世代育成支援推進法の一般事業主行動計画策定届あり (確認方法) H31入札参加資格 (例) 0.25	
	なし 0.00	
女性の活躍支援	なでしこ応援企業制度の登録 (確認方法) (H31入札参加資格) (例) 0.50	女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定届あり (確認方法) R3入札参加資格 or 「一般事業主行動計画」写し or 「なでしこ応援企業」登録証写し or 北海道働き方改革推進企業認定の「女性」がわかる認定証写し (例) 0.50
	女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定届あり (確認方法) (H31入札参加資格) (例) 0.25	
	なし 0.00	


⑤ 地域建設業経営環境評価

○評価基準の区分を見直し

・労務や資材等単価の物価上昇の影響により、従来と同等の規模であっても工事価格は上昇していることから、新たに「1.50 ≤ 評価比」のランクを設けるとともに、競争環境の確保を図る観点から、配点の見直し。

※ガイドラインは秋頃の不調・不落対策として、配点も見直し（最高点3.00→2.00）となっているが、農政部においては、現状のまま（最高点2.50）とする。

評価基準	評価点	刻み
評価比率 < 0.25	3.00	0.60
0.25 ≤ 評価比率 < 0.50	2.40	0.60
0.50 ≤ 評価比率 < 0.75	1.80	0.60
0.75 ≤ 評価比率 < 1.00	1.20	0.60
1.00 ≤ 評価比率 < 1.25	0.60	0.60
1.25 ≤ 評価比率	0.00	0.60



評価基準	評価点	刻み
評価比率 < 0.25	2.50	0.40
0.25 ≤ 評価比率 < 0.50	2.10	0.40
0.50 ≤ 評価比率 < 0.75	1.70	0.40
0.75 ≤ 評価比率 < 1.00	1.30	0.40
1.00 ≤ 評価比率 < 1.25	0.90	0.40
1.25 ≤ 評価比率 < 1.50	0.50	0.40
1.50 ≤ 評価比率	0.00	0.50

令和3年度 農政部における総合評価落札方式のガイドラインの運用 変更概要 (3/4)

1 評価基準の変更

⑥ 監理技術者の兼任の取扱いを定めたことへの対応

○建設業法の改正により「特定監理技術者」として、監理技術者が複数工事で兼任可能となったことから、配置予定技術者が過去に受賞した表彰の扱いを変更。（配点の変更はなし。）

現場代理人表彰の評価を適用して工事を落札した場合は、その工事が完成するまでの間、同じ（総合）振興局の別の入札において、表彰の評価を適用することはできない。（監理技術者の兼任の有無にかかわらず）

【適用例】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A工事【加点対象】						C工事【加点対象】					
				<<<<< 兼任 >>>>>			< 兼任 >		< 兼任 >		
B工事【加点対象外】						D工事【加点対象外】					

○上の段のピンク色のA工事とC工事は、従来から同じ技術者の配置が可能で、両方の工事が表彰の加点対象。

○下の段の黄色色のB工事とD工事は、新たに監理技術者の兼任が可能となった工事だが、表彰については、これらの工事は加点対象外の運用。

令和3年度 農政部における総合評価落札方式のガイドラインの運用 変更概要 (4/4)

【参考】配置予定技術者・・・「主任(監理)技術者の継続教育」【コロナウイルス対策による特例措置】

(特例措置のため、ガイドラインの変更ではなく、別途通知による取扱い)

○推奨単位の取得特例措置について

・新型コロナウイルス感染拡大について、継続教育の単位取得対象講習等の受講機会が減少していることから、総合評価落札方式で評価対象となる基準を緩和。

団体名	推奨単位				
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット以上 ↓ 10 ユニット以上	40 ユニット以上 ↓ 20 ユニット以上	60 ユニット以上 ↓ 40 ユニット以上	80 ユニット以上 ↓ 60 ユニット以上	100 ユニット以上 ↓ 80 ユニット以上
(公社)土木学会	50 単位以上 ↓ 25 単位以上	—	—	—	—
(公社)日本技術士会	50 CPD時間以上 ↓ 25 CPD時間以上	—	150 CPD時間以上 ↓ 100 CPD時間以上	—	—

各団体が取得を推奨している1年間(平均)の単位を、

- ・新型コロナウイルスの感染防止対応が必要な令和元年度と令和2年度は、特例として半分の単位の取得で可能。
- ・平成31年度以前は、通常の単位の取得。
- ・表記以外の団体についても同様の扱い。

【Q&A】優秀技術者等表彰の選考基準評価の追記

○優秀技術者等表彰の評価について

・今般の農政部における事案をふまえて、優秀技術者等表彰の評価選考基準を設け、Q&Aに追記。

Q5-15 優秀技術者等表彰の受賞歴を持つ者が、刑事事件に関与し処分されても評価するのか。

A 次に該当する者は評価の対象としません。

- ① 刑事事件に関与して、現に起訴されている者。
- ② 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者。
- ③ 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者。
- ④ 執行猶予つきの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者。

※上記の評価については、「〇〇振興局農業農村整備事業に係る優秀技術者等感謝状贈呈事務取扱要領」の選考基準から引用